

# FP のための 会計・税務 ZOOM UP!

Vol.15

## 国外財産 調書制度の 創設

### 1. 国外財産調書制度とは

確定申告書提出義務者で、その年の所得金額の合計額が2000万円を超える者は、「財産および債務の明細書」（以下、明細書）を提出することになっている。この明細書には、国外に存する財産と債務についても記載しなければならぬ。しかし、明細書の提出や虚偽記載等に関する罰則はないため、正確に申告する者は少ないと言われていた。

### 2. 国外財産調書の提出義務者

その年の12月31日時点において所有する国外財産の価額の合計額が5000万円を超える居住者は、

### 3. 国外財産調書の記載事項

国外財産調書には、国外財産の区分、種類、用途、所在、数量、価額、備考、合計額を記載する欄がある。財産の区分については、(一) 土地、(二) 建物、(三) 山林、(四) 現金、(五) 預貯金、(六)

一方で、国外財産に係る所得の申告漏れや相続財産の申告漏れについては、この数年において増加傾向にある。

もともと、国外財産に係る情報については、①執行管轄権の制約から、国外の金融機関等に対して調査の提出を求めることや税務調査権限を行使することは困難であり、また、②租税条約等に基づく外国当局との情報交換でも網羅的に納税者の情報の提供を要請することは困難であるなど、国内財産と比べて把握体制が脆弱であった。

翌年3月15日までに、国外財産調書を税務署長に提出する義務がある。この5000万円という基準は、現行の相続税の基礎控除の定額部分を勘案したものとされている。財産の評価については、原則として時価とし、例外として見積価額とすることもできることとしている。

有価証券、(七) 貸付金、(八) 未収入金（受取手形を含む）、(九) 書画骨とうおよび美術工芸品、(十) 貴金属類、(十一) 現金、書

画骨とうおよび美術工芸品、貴金属類以外の動産、(十二) その他

の財産、に分けて記載することになっている（図表1）。または無申告（以下、申告漏れ等）

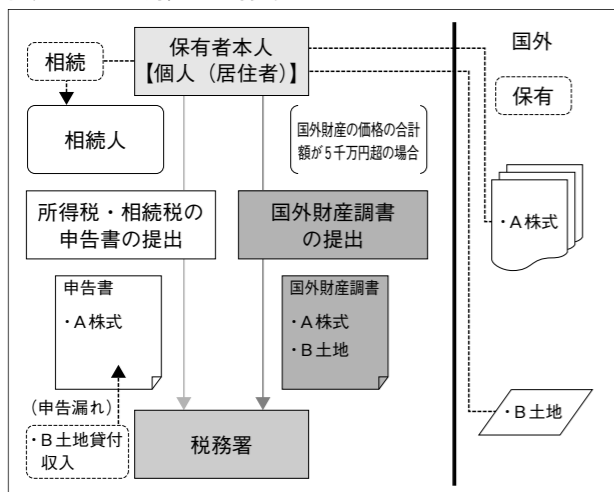
### 4. 調書の提出・不提出による 過少申告加算税・無申告加算税 の加減算

国外財産調書の提出を促進する施策として、過少申告加算税・無申告加算税の加減算措置が設けられている（図表1）。

図表1 調書の提出・不提出による過少申告加算税・無申告加算税の加減算

	申告漏れ等となった所得（に係る資産）について、国外財産調書に記載があるとき	申告漏れ等となった所得（に係る資産）について、国外財産調書に記載がないとき
所得税	当該所得税額の5%減算	当該所得税額の5%加算
相続税	当該相続税額の5%減算	—

図表2 国外財産調書制度のイメージ



(出所) 政府税制調査会資料

### 5. 罰則

国外財産調書の不提出・虚偽記

載については1年以下の懲役または50万円以下の罰金（またはその併科）が科される。ただし、情状により罰則が免除される規定もある。

### 6. 施行時期

平成25年分の国外財産調書（平成25年12月31日時点における国外財産について記載、平成26年3月15日までに提出）から提出義務が課される。なお、平成25年分の国外財産調書については前記の罰則は適用されず、平成26年分の国外財産調書（平成26年12月31日時点における国外財産について記載、平成27年3月15日までに提出）から適用される。



**鳥毛拓馬**  
大和総研  
研究員 AFP  
金融・証券税制、金融商品会計を中心に税制、会計制度の調査に従事。著書として、「税金読本」「法人投資家のための証券投資の会計・税務」（いずれも共著、大和証券刊）など。

